

千葉県報 定例 令和6年11月29日			主要目次 企業局管理規程 千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程 一 広域連合の規約の変更の許可 一 千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を廃止する告示 一 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 二 特定調達公告 二 落札者等の公告 二		企業局管理規程 千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和六年十一月二十九日 千葉県企業局長 三 神 彰 千葉県企業局管理規程第九号 千葉県企業局財務規程（昭和三十九年千葉県水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。 第二十四条の二第三項中「第三十三条の二」の下に「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」を加え、「収納の」を「収納に関する」に、「者（第三十条第五項において「公金徴収等事務受託者」という。）を「指定公金事務取扱者」に改める。 第三十条第五項中「公金徴収等事務受託者」を「第二十四条の二第三項の指定公金事務取扱者」に改める。 第四十八条の二第一項中「政令第二十一条の十一第一項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項」に、「私人に支出の」を「支出に関する」に改める。 第五十八条の三第四項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改める。		第六十一条第二項及び第六十五条の二第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。 第六十五条の二中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。 第六十六条の三中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改める。 第九十七条中「（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。 第九十八条第四項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。 附則 この管理規程は、公布の日から施行する。		告示 示 千葉県告示第五百九十一号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について次のとおり許可した。 令和六年十一月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 許可年月日 令和六年十月二十一日 二 施行年月日 令和六年十二月二日 三 主な変更内容 広域連合の処理する事務のうち、関係市町村において行う事務の内容を変更する。 千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を廃止する告示を次のように定める。 令和六年十一月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人 千葉県告示第五百九十二号 千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を廃止する告示 千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二年千葉県告示第百十一号）は、廃止する。 附則 この告示は、令和七年一月一日から施行する。	
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

令和6年11月29日（金曜日）		報 告		第13995号	
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧		公 告			
令和六年十一月二十九日鎌ケ谷市の変更に係る鎌ケ谷都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。		令和六年十一月二十九日			
千葉県知事 熊谷 俊人		特 定 調 達 公 告			
【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】		落札者等の公告			
次のとおり落札者等について公告する。		令和6年11月29日			
千葉県知事 熊谷 俊人		【掲載順序】			
		①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続			
		⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項			
		①センサー自動ガスクロマトグラフ貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年9月27日 ④NX・TCリース&フレイナ			
		ンス株式会社東京支店千葉営業所 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 ⑤33,712,800円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年8月16日			